

# やまぐち三世代同居・近居 住宅支援事業補助金

## 募集のご案内

★世代間の支え合いによる子育てしやすい環境づくりとして、新たに三世代での同居や近居を始めるために住宅の改修等を行う方に対して助成を行う「やまぐち三世代同居・近居住宅支援事業補助金」の募集を、平成30年4月1日から開始しています。

★申請を希望される方は、交付要件等に留意の上、ご応募ください。



## H30.4.1 から随時募集中!

☆補助金交付申請書の受付順に交付要件等への該当を審査し、交付決定します。

☆交付決定の総額が予算額に達した段階で、受付終了となります。



### 補助対象者

- 山口県内で新たに三世代同居・近居を始める者

※既に、三世代での同居又は近居をしている場合は対象外です。

※「三世代」とは、親子及び子の祖父母をいいます。

・「子」のうち1人が小学校修了前であること。妊娠中である場合も含みます。

・「祖父母」は祖父又は祖母のいずれか一方の場合も含みます。

※「同居」とは、親子と子の祖父母とが同一の住宅又は同一の若しくは相互に隣接する敷地内にある二棟以上の住宅に居住することをいいます。

※「近居」とは、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅が同一小学校区内又はその間の直線距離が2km以内であることをいいます。

- 平成30年4月1日以降に契約締結し、平成31年3月31日までに同居・近居を開始



### 補助対象工事等

- 次のいずれかの工事等に該当

- ① 三世代同居のために行う、現住居の増改築又は改修
- ② 三世代同居・近居のために行う、中古住宅の購入
- ③ 三世代同居・近居のために県外に居住する者が行う、新築又は住宅(中古住宅を除く。)の購入

※「増改築」とは、既存の住宅の床面積を増やす工事又は間取りを変更する工事をいいます。

※「改修」とは、既存の住宅のエネルギー使用の合理化、バリアフリー化若しくは防犯性能の向上に資する工事又は台所、浴室、洗面所若しくは便所の設備の修繕、取替え等に関する工事をいいます。

※「中古住宅」とは、人の居住の用に供したことがある住宅又は建設工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅をいいます。

● 工事等に要した金額が **300万円以上**

※次に掲げる額の部分は除きます。

- ・消費税及び地方消費税 ・併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- ・国や県が行う、他の補助金等を活用した工事の部分に係る経費

● 住宅の所有者は、**三世同居・近居を行う世帯員**であること。

● 住宅の床面積は **75平方メートル以上**

● 補助対象となる工事（新築、増改築、改修）は、**県内に本店又は支店を有する事業者が施工**するものであること。

● 補助対象となる住宅が、**耐震性を有する住宅\***であること。

※昭和56年6月1日以降に着工された住宅

※昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、倒壊の危険性がないと判断されたもの

※昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、補助金の交付申請時に耐震改修工事が実施済であるもの又は補助金の実績報告時までに耐震改修が実施済となるもの

● 補助対象となる住宅が、**土砂災害に対する安全性を有する住宅\***であること。

※土砂災害特別警戒区域外に存する住宅

※土砂災害特別計画区域内に存する住宅で、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの

※土砂災害特別計画区域内に存する住宅で、補助金の交付申請時に土砂災害対策改修が実施済であるもの又は補助金の実績報告時までに土砂災害対策改修が実施済となるもの



## 補助額

区 分	【同 居】	【同居・近居】	【同居・近居】
	①現住居の増改築・改修	②中古住宅の購入	③住宅の新築等
県内居住者	50万円		対 象 外
UJターン者*	100万円		50万円

※「UJターン者」とは、現在、県外にお住まいで、今後、山口県内に住所移転（住民票の住所の変更）をされる方をいいます。



## 応募方法

● **新築等の契約締結から30日以内に**、補助金交付申請書に必要書類を添付の上、持参又は郵送により山口県土木建築部住宅課まで提出してください。

※補助金の交付要件や申請様式などの具体的な内容は、住宅課ホームページに掲載

(URL) <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18900/sannsedai/hozyokinn.html>



## 応募先（お問合せ先）

● 山口県 土木建築部 住宅課 住宅企画班

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

電話：083-933-3874 FAX：083-933-3899

E-mail：[a18900@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a18900@pref.yamaguchi.lg.jp)

本補助金の利用とセットで **【フラット35】子育て支援型**も利用できます。

★【フラット35】子育て支援型とは、子育て支援のために山口県と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する山口県による補助金交付とセットで【フラット35】の借入金利を当初5年間、引き下げる制度です。

★詳しくは、住宅課までお問合せいただくか、住宅課ホームページをご覧ください。

